

令和5年7月25日

軽自動車検査協会  
理事長 清谷 伸吾

「軽自動車検査情報提供業務取扱規程」の一部改正について

軽自動車検査情報提供業務取扱規程（平成20年3月28日協会規程第3号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和5年7月25日から施行する。

ただし、第31号第2項の改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 軽自動車検査協会情報提供業務取扱規程 新旧対照表

平成 20 年 3 月 28 日 協会規程第 3 号

令和 5 年 7 月 25 日 協会規程第 6 号

新	旧
<p data-bbox="427 432 880 464">軽自動車検査協会情報提供業務取扱規程</p> <p data-bbox="840 480 1084 512">平成 20 年 3 月 28 日</p> <p data-bbox="898 528 1084 560">協会規程第 3 号</p> <p data-bbox="309 576 461 608">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="226 624 309 655">(目的)</p> <p data-bbox="226 671 533 703">第 1 条 ~ 第 15 条 (略)</p> <p data-bbox="309 767 629 799">第 3 章 承認情報提供機関</p> <p data-bbox="226 815 421 847">(申請書の提出)</p> <p data-bbox="226 863 398 895">第 16 条 (略)</p> <p data-bbox="226 959 365 991">(欠格条項)</p> <p data-bbox="226 1007 1084 1086">第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の規定による申請をすることができない。</p> <ul data-bbox="255 1102 1084 1278" style="list-style-type: none"><li data-bbox="255 1102 365 1134">一 (略)</li><li data-bbox="255 1150 1084 1230">二 第 30 条の規定により承認を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者</li><li data-bbox="255 1246 365 1278">三 (略)</li></ul>	<p data-bbox="1314 432 1767 464">軽自動車検査協会情報提供業務取扱規程</p> <p data-bbox="1724 480 1968 512">平成 20 年 3 月 28 日</p> <p data-bbox="1783 528 1968 560">協会規程第 3 号</p> <p data-bbox="1193 576 1346 608">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="1111 624 1193 655">(目的)</p> <p data-bbox="1111 671 1417 703">第 1 条 ~ 第 15 条 (略)</p> <p data-bbox="1193 767 1514 799">第 3 章 承認情報提供機関</p> <p data-bbox="1111 815 1305 847">(申請書の提出)</p> <p data-bbox="1111 863 1288 895">第 16 条 (略)</p> <p data-bbox="1111 959 1249 991">(欠格条項)</p> <p data-bbox="1111 1007 1968 1086">第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の規定による申請をすることができない。</p> <ul data-bbox="1140 1102 1968 1278" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1140 1102 1249 1134">一 (略)</li><li data-bbox="1140 1150 1968 1230">二 第 29 条の規定により承認を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者</li><li data-bbox="1140 1246 1249 1278">三 (略)</li></ul>

(承認基準等)

第18条～第30条(略)

#### 第4章 軽自動車検査情報の提供に係る料金

(料金の納付)

第31条 情報利用者は、第4条第3項の規定による委託をしたときは、第18条第3項第4号の料金を承認情報提供機関に納付しなければならない。ただし、別に定める者にあつては、この限りでない。

2 承認情報提供機関は、毎月、第4条第3項の規定により協会から提供を受けた軽自動車検査情報に含まれる軽自動車の台数(1台の軽自動車について2回以上提供を受けた場合は、その回数)の合計に1台あたり 0.33 円を乗じた額に消費税相当額を加えて得た金額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、翌月の10日(10日が休日の場合は、その翌日)までに協会に納付しなければならない。

附則

1～6(略)

7 協会は、情報利用者に対する軽自動車検査情報の提供の状況、情報利用者による軽自動車検査情報の利用の状況、軽自動車検査情報の提供に要する費用の状況その他の状況を考慮して、令和6年4月1日から5年以内に、この規程を見直すものとする。

(承認基準等)

第18条～第30条(略)

#### 第4章 軽自動車検査情報の提供に係る料金

(料金の納付)

第31条 情報利用者は、第4条第3項の規定による委託をしたときは、第18条第3項第4号の料金を承認情報提供機関に納付しなければならない。ただし、別に定める者にあつては、この限りでない。

2 承認情報提供機関は、毎月、第4条第3項の規定により協会から提供を受けた軽自動車検査情報に含まれる軽自動車の台数(1台の軽自動車について2回以上提供を受けた場合は、その回数)の合計に1台あたり 0.22 円を乗じた額に消費税相当額を加えて得た金額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を、翌月の10日(10日が休日の場合は、その翌日)までに協会に納付しなければならない。

附則

1～6(略)

7 協会は、情報利用者に対する軽自動車検査情報の提供の状況、情報利用者による軽自動車検査情報の利用の状況、軽自動車検査情報の提供に要する費用の状況その他の状況を考慮して、平成31年4月1日から5年以内に、この規程を見直すものとする。

附 則〔令和5年7月25日協会規程第6号〕

この規程は、令和5年7月25日から施行する。

ただし、第31条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。